

木材関連事業者の方へ

クリーンウッド法

に基づく

事業者登録

のすすめ

クリーンウッド法とは

環境破壊などの問題を引き起こす

森林の違法な伐採。こうした違法伐採を排除

するための取組が各国で講じられています。そうしたなか、わが国において、2017(平成29)年5月にクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進等に関する法律)が施行されました。

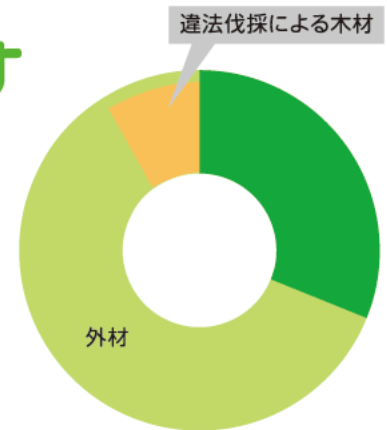
クリーンウッド法が施行され、すべての事業者は、政府調達だけでなく、民間需要においても、合法伐採木材等*を利用するよう努めることが求められています。特に木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認その他の措置を行うこととなり、それらの措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は登録を受け、そのことを消費者に示すことができるしくみが定められています。

*合法伐採木材とは、木材を生産する各国の法律に適合して伐採された木材のことをいいます。合法伐採木材の流通・利用は、自然環境の保全や健全な木材産業の発展をもたらす、消費者に安全で質の高い木材・木材製品を提供することにもつながります。

その木材は合法的に伐採されたものですか？ いま、世界的に、 違法伐採が問題になっています

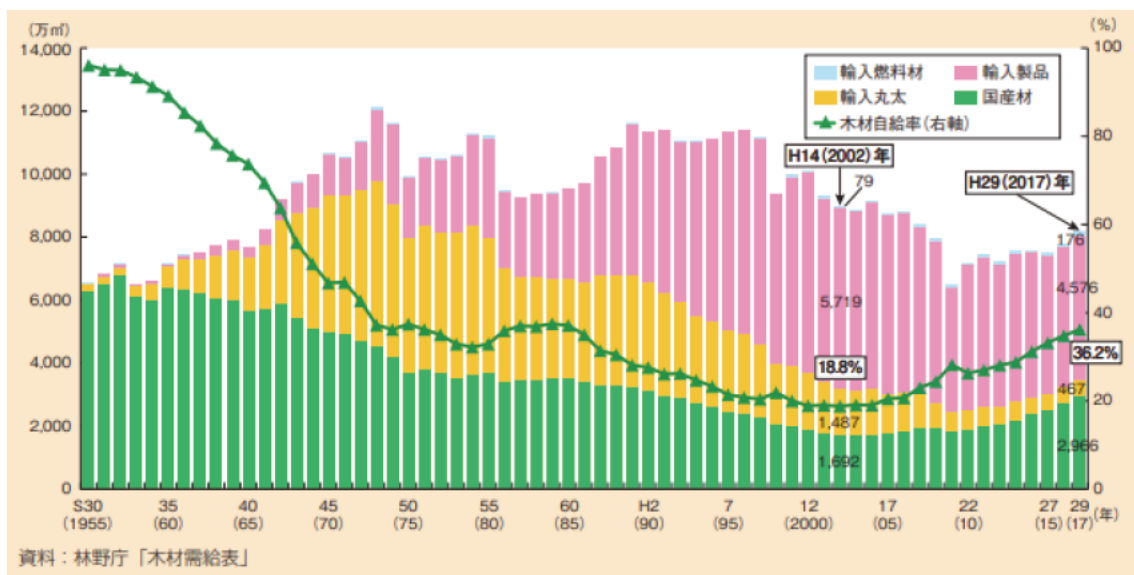
国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料: CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber: The Response in Japan", 11.2014.



木材供給量と木材自給率の推移 (1955～2017年)

出典: 平成30年度 森林・林業白書



資料: 林野庁「木材需給表」

- 木材の需要量は2009(平成21)年を底に回復、2017(平成29)年には8,185万m³(丸太換算)
- 国産材の需要は2000年頃より増加、2016(平成29)年の木材自給率は36.2%
- 木材輸入量は、1996(平成8)年をピークに漸減。2017年は微増しており、5,219万m³
- 輸入材は丸太は少なく、約9割が製材、合板、チップ、パルプなどの木材製品(2017年)

違法伐採には、 地球環境の悪化をはじめとする さまざまな悪影響があります



熱帯雨林の例 提供: 森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。



違法伐採対策は、SDGs*（エスディー ジーズ）と深くかかわっています

違法伐採対策に取り組むことは、17のゴールのうち、特に「12 作る責任使う責任」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」、「16 平和と公正をすべての人に」などにつながります。SDGsの達成には、国際機関や政府のみならず企業等の多様な主体が関わることを求められます。



SDGsは、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」（2030アジェンダ）の中核をなし、国際社会全体として取り組む2030年のあるべき姿としての17のゴールと169のターゲットを示したものです。

2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言の2030アジェンダの項目に「持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶」が盛り込まれ、同月、クリーンウッド法が国会で成立しています。

* Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標

* アジェンダは戦略や行動計画と訳されています。



クリーンウッド法の事業者登録をすると、 消費者と社会へのイメージアップ にもつながります

クリーンウッド法の事業者登録をすると、合法伐採木材等を積極的に使う信頼に足る木材関連事業者であることを消費者や社会に示すことができます。

近年、SDGsと同時に、この目標を達成するための手段としてESG*投資のことが話題になっています。これは、投資家や金融機関が環境や社会面でより良い企業に対して選択的に投資をしようとするもので、企業のイメージアップはますます重要になっています。

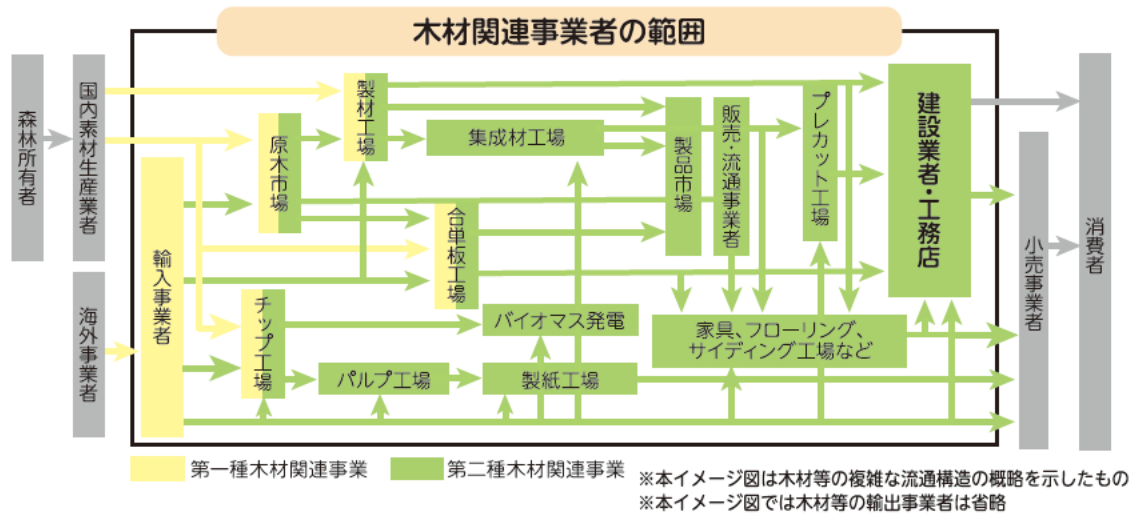
* Environmental, Social, Governance

なお、ESG投資家から評価を受けている企業は、自社のサプライチェーン、バリューチェーンにおけるESGへの配慮をします。関連する企業もその影響を受けることになります。



クリーンウッド法が対象とする 【木材関連事業者】は【木材等】を取り扱う すべての事業者です

クリーンウッド法が対象とする【木材関連事業者】とは、【木材等(下欄参照)】を取り扱う、木材供給における川上から川下までのさまざまな事業者をいいます。



木材関連事業者が行う事業は、第一種木材関連事業と第二種木材関連事業に区分される。

- 第一種木材関連事業(例)** 素材生産業者から丸太を買取り、製材をする事業／自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業／木材等の輸入をする事業
- 第二種木材関連事業(例)** 第一種木材関連事業等から買取りした木材等の加工、販売をする事業／木材等を調達して建築物その他の工作物の建築・建設をする事業

クリーンウッド法の対象となる 【木材等】は、木材から家具、紙等まで となっています

クリーンウッド法において「木材等」とは、「木材」及び「家具、紙等の物品」をいい、木材関連事業者が取り扱う木材等が合法性の確認対象です。

木材	家具、紙等の物品		
丸太 角材 ひき板 単板 合板 集成材 単板積層材 木質ペレット チップ状 又は小片状の木材	家具 椅子 机棚 収納用什器 ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード ベッドフレーム	その他 サイディングボード フローリング 木質セメント板	パルプ 木材パルプ 紙 トイレ用紙 ティッシュペーパー コピー用紙 フォーム用紙 印刷用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙